

2014年12月9日

ダイエー株主優待の特別贈呈について

すでにお知らせしておりますとおり、2014年10月17日（金曜日）の基準日時点において当社株主名簿に記録された単元株主様に対し、特別にご優待を贈呈いたします。その贈呈時期につきましては、2014年12月19日（金曜日）を予定しております。

なお、継続して当社株式をお持ちの株主様には、ご所有の株主様ご優待カードに現行と同一基準のご優待額を上乗せいたします。また、新規の株主様には株主様ご優待カードを発送いたします。

なお、今回贈呈させていただきます特別なご優待額は、当社の株主優待制度が廃止となる2015年5月31日（日曜日）まで、ダイエー・グルメシティの各店舗にてご利用いただけます。

<特別贈呈とは>

株主優待は2月末日、及び8月末日の基準日に単元株主様である方を対象に贈呈していましたが、2014年9月以降、新たに株主となられた方、またはそれ以前から継続して当社株式を保有されている方にとっては、次回2015年2月末を迎える前に株式交換となってしまうことから、本来2月末に獲得するはずであった株主優待の権利を受けることができません。そこで、臨時株主総会基準日である2014年10月17日時点の当社株主名簿に記録された単元株主様を対象として、今回特別にご優待を贈呈させていただきます。

2014年9月24日

株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて

当社は、本日開催の取締役会において、2015年1月1日（木曜日）を効力発生日として、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）を当社の完全親会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

つきましては、2014年11月26日（水曜日）開催予定の臨時株主総会において株主様のご承認を受けたうえで、株式交換の効力発生日の前日である2014年12月31日（水曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は2014年12月30日（火曜日））最終の当社株主名簿に記録された株主様および登録株式質権者様（以下「株主様」といいます。）に対して、ご所有の当社株式1株に対し0.115株の割合をもってイオンの株式を割当交付する予定でございます。

なお、本件株式交換に伴い、株主様に特段のお手続きをいただく必要はございません。

Q 1 私たちは、いつダイエーの株主でなくなるのですか？

A 1 上記のとおり、イオンの株式の割当交付が行われる 2015 年 1 月 1 日（木曜日）をもって当社の株主様ではなくなり、イオンの株主様となります。

Q 2 イオンの株式の割当交付は、どのように行われるのですか？

A 2 割当交付されたイオンの株式は、2015 年 1 月 1 日（木曜日）付で株主様がお取引される証券会社等（特別口座の口座管理機関を含みます。）の振替口座簿へ記録されます。これに伴う株主様のお手続きはございません。株主様には、「株式交換に伴う割当株式数のご通知」を、2015 年 2 月上旬（予定）にお届出のご住所またはご指定の場所宛にご送付申しあげる予定です。なお、割当交付されたイオンの株式は、2015 年 1 月 5 日（月曜日）以降、売却が可能です（※）。

※特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、ご売却が可能となります。

Q 3 ダイエーの株式は、いつまで市場で売買できるのですか？

A 3 当社株式は 2014 年 12 月 26 日（金曜日）付で上場廃止となりますので、その前日である 2014 年 12 月 25 日（木曜日）まで東京証券取引所での売買が可能です。なお、2015 年 1 月 5 日（月曜日）以降は、割当交付された数に応じてイオンの株式として売買することが可能になります。

Q 4 ダイエーの株主優待はどうなるのですか？

A 4 2014 年 8 月末時点で当社の株主名簿に単元株主として記録のある株主様には、予定どおり 11 月下旬に優待額を贈呈し、2015 年 5 月 31 日（日曜日）までダイエー、グルメシティの各店舗でご利用いただけます。
したがって、当社の株主優待は 2015 年 5 月 31 日（日曜日）をもって廃止となる予定です。

Q 5 9月以降、新たに当社株式を取得した株主は、当社の株主優待を受けることはできないのですか？

A 5 当社は、2014年11月26日（水曜日）に臨時株主総会を開催することを予定しており、その議決権を行使することのできる株主様を確定するため、2014年10月17日（金曜日）を基準日とすることを取締役会にて決定いたしました。つきましては、この基準日時点で当社の株主名簿に記録されたすべての単元株主様に対し、特別に優待額を贈呈することを予定しております。

贈呈する優待額については現行と同一の基準とし、新規の株主様には株主優待カードを送付し、継続の株主様にはご所有の株主優待カードに優待額を上乗せいたします。

なお、特別に贈呈する優待額についても、株主優待制度が廃止となる2015年5月31日（日曜日）までダイエー、グルメシティの各店舗でご利用いただけます。

この優待額の贈呈時期については、改めて対象の株主様に公表いたします。

Q 6 株式交換後、イオンの単元株式（100株以上）を保有するに至った場合、イオンの株主優待を利用することができるのですか？

A 6 イオンの株主優待制度がご利用いただけます。

2015年2月末時点のイオンの株主名簿に単元株主として記載のある株主様には、イオンから株主優待のご案内書が3月末頃に送付され、所定の手続き完了後、約1カ月でオーナーズカードが発行される予定です。なお、現時点で弊社店舗ではご利用はいただけません。また、イオンの株主優待の詳細につきましては、以下のホームページをご参照ください。

<http://www.aeon.info/company/yutai/>

Q 7 割当後、単元未満（100株未満）となったイオンの株式は、どうしたらよいのですか？

A 7 2015年1月5日（月曜日）からイオンの株式取扱規則に基づき、買取り制度、買増し制度をご利用いただくことができます。

買取り制度とは、市場で取引ができない単元未満株式をイオンに買取るよう請求する制度です。

買増し制度とは、保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の株式の売り渡しをイオンに請求する制度です。

詳細は、以下のホームページをご参照ください。

<http://www.aeon.info/ir/stock/procedure.html>

その他、ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先	株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
	同事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
		電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
		受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上